

ひとにやさしい

# まちづくり ニュース VOL.14 (R2.2)

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会 発行

## 1. 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした

### 宿泊施設のバリアフリー化が進んでいます。

一定規模以上のホテルや旅館に整備する

車いす使用者用客室の戸数が増えられました！  
(改正バリアフリー法 H30.10月改正, R1.9月施行)

○建築物移動円滑化基準（令和元年9月1日以降に着工する建物が対象です。）

これまで

令和元年9月1日から

【客室総数の1%以上（切り上げ）】

客室50以上 → 1室以上

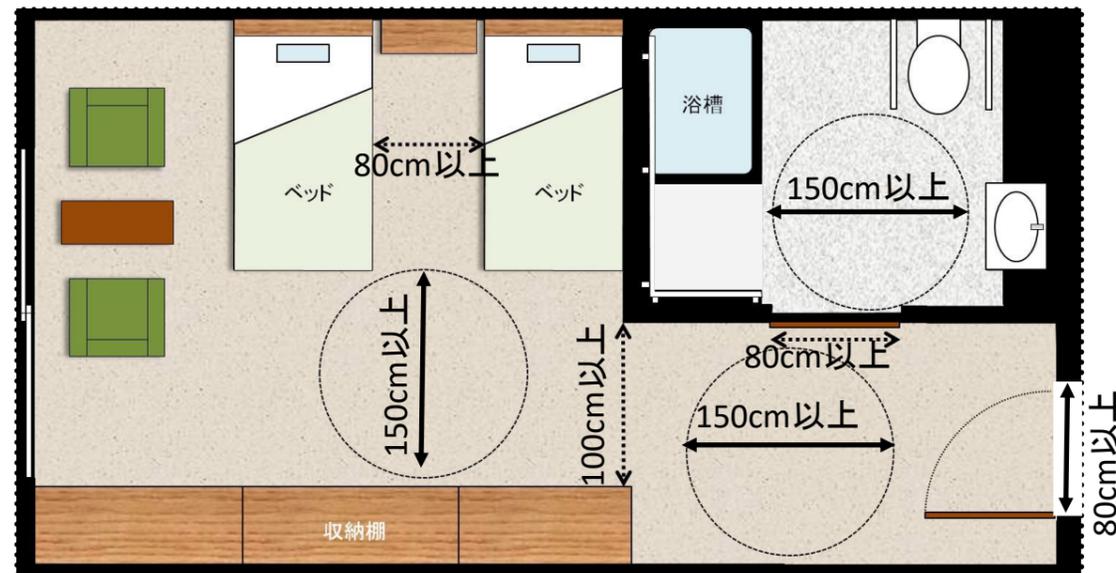
客室50以上 → 1室以上



101以上 → 2室以上

201以上 → 3室以上

### 【車いす使用者用客室(ツインルーム)の例】



車いす使用者用客室は次の配慮がされています。

- ドアの幅や車椅子が回転できるスペースの確保
- 車いす使用者の円滑な利用を考慮した出入口の整備
- 車いす使用者の円滑な利用を考慮したトイレ・浴室の整備

## 2. 障がいのある方等が安心して利用できる施設を紹介する、

「ふくおかバリアフリーマップ」を作りました。

ふくおかバリアフリーマップでは、バリアフリー対応施設だけでなく、施設周辺の観光情報も紹介しています！  
また、多言語にも対応しています！



検索方法は4つ！

- ①キーワード検索
- ②だれが×なににする検索（条件を選択）

他にも、  
③バリアフリー設備を選択して検索  
④エリアを選択して検索することも可能です。

福岡県立図書館

ユニバーサルポイント



|          |   |
|----------|---|
| 施設名      | 福岡県立図書館   |
| 所在地      | 812-8651 福岡県福岡市東区箱崎1-41-12  |
| 電話       | 092641123   |
| FAX      | 092641127   |
| 利用可能時間   | 午前9時から午後7時まで（日曜日は午後5時まで）<br>【子ども図書部】午前9時から午後5時まで                              |
| 公式ホームページ | 福岡県立図書館（外部リンク）  |
| 定休日      | ・毎週月曜日・図書整理日（毎月末日。ただし、土・日曜日にあたるときは前日）<br>・年末年始（12月28日から1月4日まで）<br>・創立記念日 4月1日 |
| 設備       | <br>バリアフリーマップ   |

施設情報・バリアフリー情報・周辺観光施設がわかります！

掲載施設は随時募集中！  
ぜひ情報をお寄せください！

お問い合わせ：

福岡県福祉労働部障がい福祉課

TEL:092-643-3264



### 3. 高齢者の事故は主に自宅で発生しているため、 転落や転倒などの住宅内事故を予防することが重要です。

高齢期を健康で快適に過ごすために、  
早めに住まいの改修を考えてみませんか！



住まいのバリアフリー化の方法

○住まいのバリアフリー化については、介護保険による支援制度が活用できます。

介護保険には生活環境を整えるためのサービスが3つあります。  
要介護認定を受けた方が、以下のサービスを受ける場合、申請により費用の8割又は9割が保険から支給されます。(申請者のご負担は1割又は2割です。なお、上限があるため、8割又は9割が支給されない場合があります。)内容によっては介護保険の対象とならないものがあります。また、法律の改定により変更がありますので、必ず事前に介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談ください。

- ①住宅改修：住み慣れた住宅をより暮らしやすく改修するサービスです。対象となる改修は、A) 手すりの取付、B) 段差の解消、C) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、D) 引き戸等への扉の取替え、E) 洋式便器等への便器の取替え、F) その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修の6項目です。
- ②福祉用具貸与：日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。
- ③特定福祉用具販売：日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービスです。

住宅改修 「住宅改修」の対象 用具貸与 「福祉用具貸与」の対象 用具販売 「特定福祉用具販売」の対象 保険対象外 介護保険対象外  
※図中で対象として表示されていても、等級により保険の対象とならない場合がありますので、市町村へご確認ください。

#### 【事故の要因と対策】

高齢者の事故は7割以上が住宅で起こっており、そのほとんどが自宅で発生しています。

その中でも事故の発生が多い場所は、使い慣れた居室や階段で、原因の多くは転倒や転落です。

また、住宅内での事故は、階段や廊下の移動中に発生する傾向があります。

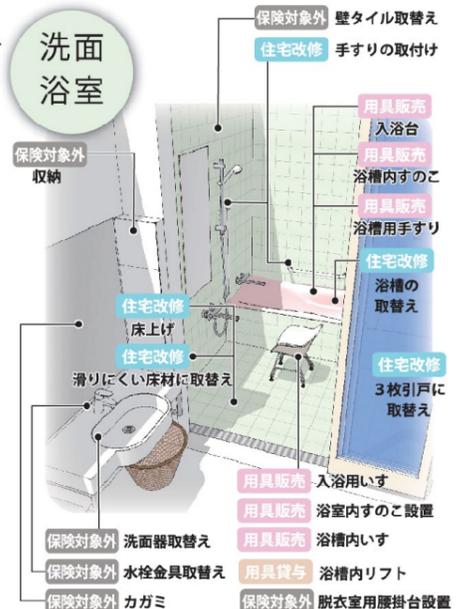
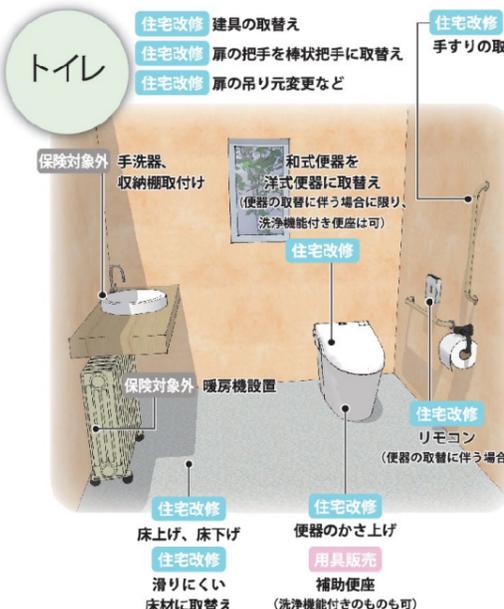
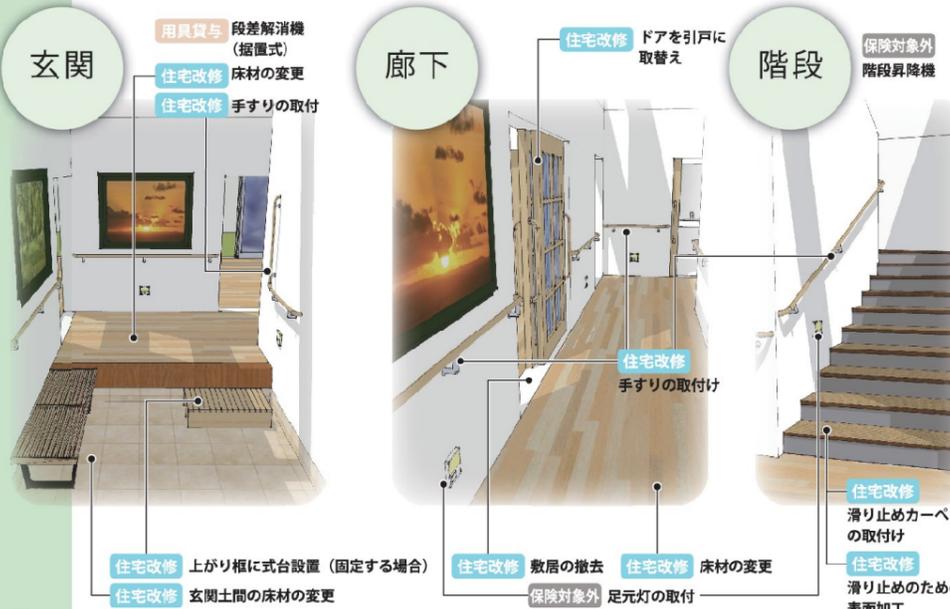
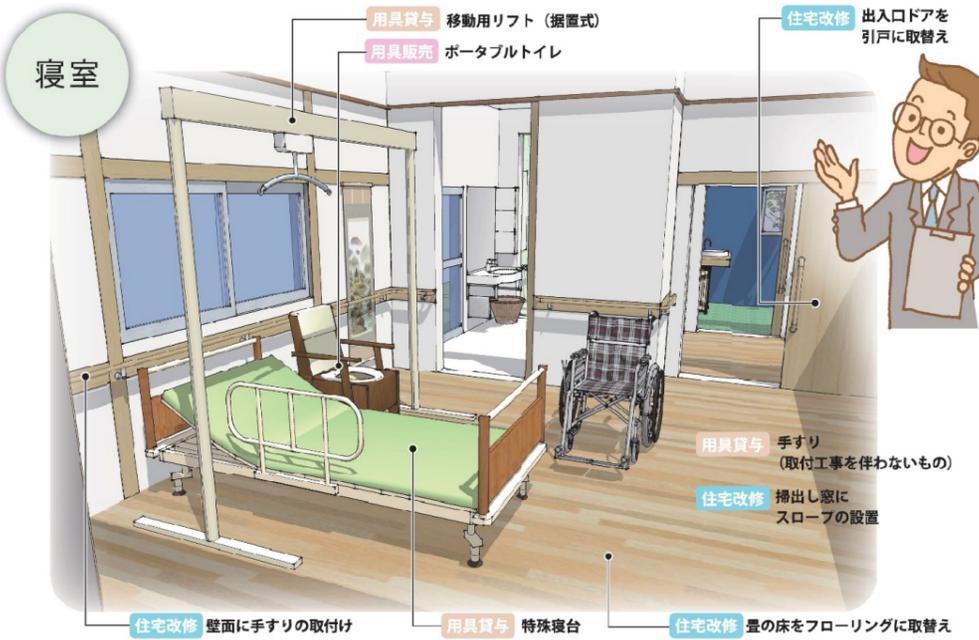
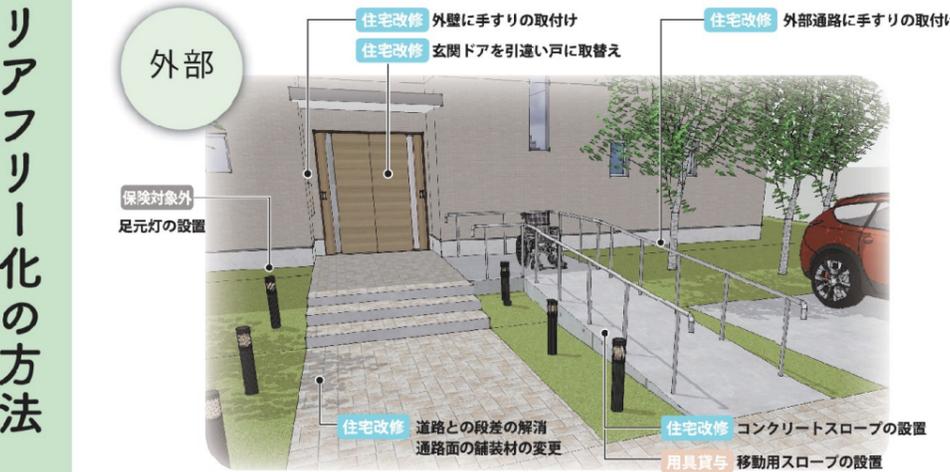
そのため、移動の安全性を高めるためには、次のような住宅改修により、転倒・転落事故の防止対策を行うことが重要です。

その具体的な内容は

- ・廊下や階段、浴室、トイレ、玄関等への手すりの設置
- ・敷居などの出入り口の段差の解消

※敷物類や室内の床を這うコード類もつまずきの原因になります。コード類のレイアウトを検討することは、改修が不要ですぐに可能な対策としても有効です。

上記のことから、事故防止の対策として早めに住まいの改修について考えてみませんか。



引用元:住まいの安心リフォームアドバイザー派遣制度のご紹介パンフレット(福岡県建築都市部住宅計画課作成)

#### バリアフリーアドバイザー派遣制度をご存知ですか？

福岡県では、高齢者又は障がい者の方の身体状況にあわせた住宅改造を支援するため、住宅改造を検討している方を対象として、改造が必要な箇所や施工方法及び介護機器の利用方法などについて、専門家(建築士と作業療法士または理学療法士のペア)による適切なアドバイスを無料で受けることができる制度を設けております。この制度の利用方法等については連絡先へお問い合わせ下さい。

[連絡先:一般財団法人福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅(TEL:092-582-8061)]

問い合わせ先  
福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会(事務局 福岡県建築都市部建築指導課)  
TEL:092-643-3720 FAX:092-643-3754  
HP : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/hitoyasa.html>